◎米澤賢司委員長　それでは、ただいまから防災対策特別委員会を開会いたします。

本日は、藪上警備部首席参事官が所用のため欠席しており、その代理として山本警備課長が出席しておりますので、報告をしておきます。

それでは、報告事項について説明を求めます。

◎棗左登志危機管理監　それでは、報告事項につきまして御説明を申し上げます。

初めに、原子力総合防災訓練に係るアンケート結果等についてです。お手元の資料1の1ページをごらん願いたいと思います。

県では、昨年の11月2日、3日の両日、本県では初めて国と合同で原子力総合防災訓練を実施いたしましたが、訓練で得られました課題などを抽出し、今後の防災対策や訓練に反映させるため、参加住民や参加機関へのアンケート及び参加機関との意見交換会を実施いたしました。

1にお示しをしましたように、参加住民からはおおむね肯定的な結果をいただきましたけれども、③の情報伝達については、うまくできていなかったと答えた方が32.6％となっており、その理由といたしましては、⑤の主な意見にありますとおり、避難バス内での情報伝達は具体的にわかりやすい言葉で説明してほしい、あるいは、防災行政無線やサイレン等がよく聞こえなかったことなどが反映された結果というふうに考えているところです。

また、2の(1)にお示しをしましたとおり、参加機関においても肯定的な結果が出ているところです。

2ページをお開き願います。

(2)でございますけれども、今回のアンケートをもとに開催いたしました参加機 関との意見交換会におきまして、④にお示しをしておりますとおり、原子力災害発生時の対応や手順、また関係機関との連携要領について再確認ができたなどの成果を挙げていただくー方で、テレビ会議システムの通信が途絶えた場合に備え代替手段の確保や情報収集の手順の確認が必要である、あるいは住民避難に船舶を利用することは気象状況に大きく左右されるため代替手段を確保しておく必要がある、あるいは要配慮者の避難に関し、行政だけでなく自主防災組織など住民による協力体制づくりが必要などといった課題も意見としていただいているところです。

次に、3の今回の訓練を踏まえ国が示した主な教訓事項でございますけれども、国では、昨年の12月24日に開催されました原子力規制委員会の定例会議におきまして訓練の結果概要を報告しているところです。この中で、今回の訓練の教訓事項といたしまして、テレビ会議等の回線の不具合の発生等に関して、あらかじめ複数の代替手段を用意し、臨機応変の対応ができるよう訓練を実施するとともに、防災計画へ反映されることが重要。あるいは、社会福祉施設や医療機関の体制について、緊急時の連絡手段を含めた夜間の対応体制について検討し、必要な事項を適切に体制等の見直しに反映させることが重要。あるいは、半島部の地域特性、冬期の荒天といった気象条件及び自然災害による被害状況に対応できる住民輸送のためのさまざまな代替手段を確保し、さらに実効性が上がるよう防災計画に反映させることが重要との教訓が示されたところです。

国においては、今回の訓練で明らかになりました課題について、原発立地地域ごとに設けておりますワーキングチーム等においてその対応方策を検討することとしておりまして、その結果を必要に応じて原子力災害対策マニュアルや県の地域防災計画等に反映させることとしております。

県としましては、今回のアンケート結果や意見交換会での意見、さらに国との検討結果などを踏まえながら、今後の訓練内容の充実に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

次に、平成26年度石川県国民保護図上訓練について御報告いたします。

資料の 2の方をごらんいただきたいと思います。

国民保護法及び県の国民保護計画に基づき、県、市町、関係機関の職員の国民保護措置に対する対応能力の向上や関係機関相互の連携強化を図ることを目的に、平成18年度から毎年度、関係機関の協力を得ながら訓練を実施しているところです。今年度は、来る2月10日火曜日でございますが、県庁及び能美市役所におきまして、石川県、能美市、能美広域事務組合消防本部など9機関、約130名の職員の参加を得て図上訓練を行うこととしております。訓練は、テロ組織により、能美市内において、化学剤及び爆発物を使用した大規模テロが発生したとの想定で行うこととしております。

主な訓練内容としましては、事案発生から国の事態認定を受け、県の対策本部が設置されるまでの問の初動対応につきまして、被害情報などの収集・伝達訓練、避難対象地域、避難先、避難手段の検討などの初動対処訓練及び緊急対処事態対策本部会議の開催訓練を行うこととしております。

こうした訓練を通じまして、国民保護措置に対する対応能力の向上や関係機関相互の連携強化を図ってまいりたいと考えているところです。

次に、本年度の防災対策の取り組み状況につきまして、土木部所管事項も含めまして私のほうから一括して御報告を申し上げたいと思います。

資料3の1ページをごらん願います。

県では、東日本大震災を踏まえ、自助、共助の充実強化のため県民一斉防災訓練などに取り組んでおりますほか、全国で頻発しております土砂災害による被害を最小限にとどめるため土砂災害対策連絡会を立ち上げ、土砂災害対策の強化に取り組んでいるところです。

原子力防災に関しましては、防災資機材や屋内退避施設の整備など原子力防災体制の充実、志賀原子力発電所の安全対策の徹底を図っているところです。

以下、個別の事項につきまして御説明をしたいと思います。

まず、1災害に備えた地域防災力の向上です。

(1)の防災意譏を高めるための県民一斉防災訓練の実施については、東日本大震 災において自助の重要性が改めて認識をされましたことから、県では平成25年度から県民の災害対応能力と防災意譏のさらなる向上を図ることを目的として、県民一斉防災訓練、いわゆる「シェイクアウトいしかわ」と言っておりますけれども、 こちらを実施しており、今年度は、昨年7月15日、19万5,000人の方々に御参加をいただきました。

(2)の災害教訓の伝承については、能登半島地震などの災害経験者が、自らの体験を語ることにより、その貴重な体験を風化させることなく伝承し、自助や共助に生かしていくことが大切でございまして、今年度から討名の方に災害経験の語り部として登録をいただき、語り部の会や出前講座において、手取川水害あるいは能登半島地震などの災害経験の伝承を行っていただいているところです。

2ページをお開き願います。

(3)の防災人材バンクの設置については、これも本年度からでございますけれど も、地域における自主防災活動を推進するため、防災分野の知識・経験が豊富な人材を防災活動支援員として登録し、地域に紹介・派遣しておりますこの防災活動支援員には、本年度17名の方に御登録をいただき、防災学習会の講師あるいは地域で実施する防災訓練の助言などをしていただいているところです。

(4)の自主防災組織の充実・強化については、自主防災組織のリーダーとなる防災士を育成しますとともに、講義や図上演習などを通じ、その活動の質を向上させるための研修を実施するなどの取り組みを行っております。

なお、防災士の数については、平成23年度末の1,500人を28年度末までに3,000 人へと倍増する計画を進めてきたところ、昨年の11月末現在で3,167人となり、2 年前倒しで計画が達成できたところです。引き続き、1町会1人に相当いたします4,000人の最終目標達成に向けた育成及び活動の質の向上に取り組んでいくこととしております。

次に、2災害予防対策の充実・強化です。

(1)の防災総合訓練については、昨年の11月に珠洲市におきまして緊急消防援助 隊の中部プロックの訓練とあわせて実施をし、緊急消防援助隊、消防団、自主防災組織が連携をした訓練や、避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練等を行いました。今回の訓練結果を十分に検証・点検し、明らかになった課題については、市町や防災関係機関とともにその対応策を検討し、今後の防災対策に反映させていくこととしております。

3ページをお開き願います。

(2)の白山火山防災対策については、平成25年3月に、岐阜県、福井県及びその関係機関から成る白山火山防災協議会を設置いたしまして、25年度においては、白山が噴火した場合の噴火シナリオ(影響範囲)の承認を行っております。本年度は、昨年9月の御嶽山の噴火を踏まえまして、白山火山防災協議会を開催し、課題や対応策を洗い出すための意見交換を行ったところです。今後、国のワーキンググループの検討結果や他火山での取り組み状況も参考に、年度未を目途に白山火山防災計画を策定する予定です。

(3)の防災拠点施設の耐震化については、防災拠点施設となる県有施設について、建替えなどが検討されているものを除く全ての施設————262棟になりますが、こちらの耐震化を進めておりますけれども、本年度は総合看護専門学校などを整備しているところでございまして、本年度末の進捗率は99.6％になる予定です。

(4)の土砂災害対策の強化については、昨年8月に広島市で発生しました大規模土砂災害では74名の方が死亡し、本県においても羽咋市などで土砂災害が多発し、人的被害も発生したことから、土砂災害による被害を最小限にとどめるため、昨年10月に行政、学識経験者、地元住民代表などから構成します土砂災害対策連絡会を立ち上げまして、地域ごとの課題を広く市町や住民からお聞きし対応策の検討を進めてございまして、年度内に取りまとめる予定としているところです。

4ページをお開き願います。

次に、3の原子力防災体制の充実です。

(1)の原子力総合防災訓練の実施については、先ほどアンケート結果等について 御報告いたしましたので、説明のほうは省略をさせていただきます。

(2)の市町、消防本部への防災資機材の整備については、原子力災害対策重点区域内の市町、消防本部に配備しました防護服やポケット線量計など、原子力災害の初動時に必要となる資機材を更新しております。

(3)避難行動要支援者等の屋内退避施設の整備については、原子力災害時に即時 に避難することが困難な避難行動要支援者や住民を安全に避難させるため、30キロ圏内の拠点となります集合施設や初期被曝医療機関に放射線防護機能を付加し、一時的に屋内に退避する施設を整備しております。今年度は、初期被曝医療機関の4施設と30キロ圏内の市町の住民拠点集合施設6施設の整備を行っているところです。

5ページをお開き願います。

(4)の志賀オフサイトセンターの移転整備については、オフサイトセンターの立 地要件が、従来は原子力発電所から20キロ未満とされていたものが5キロメートル以上30キロメートル未満に見直されましたことから、約9キロメートル離れました志賀町西山台に移転整備するものです。本年度中に建築・設備工事を終え、その後、移転作業を行い、本年9月までに移転を完了する予定です。

次に、4原子力安全対策です。

県では、志賀原子力発電所周辺におけます地域住民の安全を碓保し、生活環境の保全を図ることを目的として、志賀町とともに北陸電力と安全協定を締結し、(1)にあります志賀原子力発電所周辺の環境放射線監視及び温排水影響調査を行い、(2)の原子力環境安全管理協議会に報告し、審議をしております。原子力環境安全管理協議会では、本年度は、定例の議題であります発電所の運転状況、放射線監視結果、温排水影響調査結果に加えまして、北陸電力の敷地内破砕帯調査及びその審査状況、それから新規制基準への適合性確認に係る申諸につきまして説明を受け、審議を行っているところです。

(3)及び(4)は、環境放射線監視等の機器整備です。

今後とも原子力発電所の安全確保に万全を期すよう北隆電力に対し求めますと ともに、県としても県民の安全確保のためしっかりと取り組んで参りたいと考えております。

以上で報告事項の説明を終わります。

◎米澤賢司委員長　以上で説明を終わります。

委員各位で質疑等がございましたら御発言をお願いいたします。

◎佐藤正幸委員　早速幾つかお尋ねしたいと思います。

まず報告のあった原子力防災訓練に係るアンケートの結果についてなんですが、咋年11月の訓練を地元メディアはどう報じたかということなんですけれども、実物持ってきましたけれども、事故なら避難難しい、避難計画実効性が課題、机上プランに綻びと。そして、万がーの確認疑問と大変厳しい報道があったというふうに思います。

教訓事項に、社会福祉施設や医療機関では、夜間の対応体制について検討し、必要な事項を適切に体制等の見直しに反映させることが重要。こんなふうに今報告がありました。

これは恐らく報道された特養ホームの事務長さんが、夜間に道路が寸断された場合に職員が施設にたどり着けないかもしれないと。職員が集まらなければ避難の時間は長くなる。マニュアルどおりにできたが、発生が深夜だったら不安が残ると。恐らくこのコメントを念頭に置かれているものだというふうに私は思うんですね。

しかし実際のところ、例えば間に地震が起こって道路が崩れて車が使えない。そして原発が緊急事態となったと。恐らくパニック状況にもなるでしょう。本当にこういうときに職員の方々は施設に参集できるのか。そして実際、入居者の方を安全に避難させることができるのか。私、疑問が残るんですけれども、そこはどんなふうにお考えになっているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

◎山本陽一健康福祉部次長　ただいまのお尋ねについてで、ございますけれども、確かに夜間に災害が発生いたしまして、夜勤をしている者のみで対応が困難な場合というのがございます。昨年7月に県が策定をいたしました社会福祉施設の原子力防災計画作成指針におきましても、そういった場合を想定して近隣の住民であるとか町内会、自主防災組織、 ボランティア、そういった方々への協力を要請するということを定めまして、その旨、市町でありますとか各施設に通知をしているところです。

しかしながら施設側からは、避難時の人手の確保などについいて施設だけでは対 策を講じることはなかなか難しいと、こういう声を聞いておりますことから、県といたしましても、まずは志賀町でありますとか地元の施設関係者と具体の人手などの確保の方策について今協議を行っているところです。ただ、そもそもこういった避難に関する問題といいますのは、実は本県固有の問題ではなくて原発立地県共通の課題でもございます。現在、国が設置をいたしました県、そして関係省庁によるワーキングチームというのがございますけれども、そこにおいて人手でありますとか受け入れ先、車両の確保、そういった問題について、避難時の対応について今検討が行われているところでございますけれども、今後、現在行っている志賀町や地元の施設関係者との協議の内容を国のワーキングチームのほうに繋げまして、避難計画をより実効性の高いものにしていくための具体的な方策を国もー緒になって考えていただくように要請を行っていきたいと、そんなふうに考えております。

◎佐藤正幸委員　具体的にいろいろ検討ということなんですが、ただ恐らく30キロ圏内の医療福祉施設は161力所だと思うんですね。161力所ごとにそういう手段を考えることができるのか。検討したとしても本当にそれが確保できるのか。一つ一つ私は問題点が浮き彫りになってきているのではないかと思うんです。実際にそんなことができるのか、非常に私は疑問が残ります。

そこでもう一つお聞きしたいのは、報告のありました防災対策の取り組み状況、議題の3番目でしょうか。そこの原子力防災体制の充実の中に、避難行動要支援者の屋内退避、一時的に退避すると。そういう施設を設備するということがありました。そのー時的に退避する要支援と言われる方々、これは30キロ圏内でどれぐらいの人数おられるのでしょうか。用語の使い方が変わっているようなこともあるのでお聞きしたいんですけれども、実際、一時的に退避が必要な要支援者どれぐらいいるのか。あるいは今整備中だといいますが、どれぐらいカバーしているのか。一体いつまでに全部施設整備が完了できるのか。そこはどんな計画なのでしょうか。

◎棗左登志危機管理監30キロ圏内の要支援者数の数ということでございますけれども、まず在宅のほうの要支援者として5,900名弱、それから施設入所者、医療機関でありますとか福祉施設、こちらの方が約6,300名ということで、トータル1万 2,200名ということです。

それから施設の整備についての話でございますけれども、こちらのほうは国の原予力災害対策指針に基づいて県の計画に定めまして整備をしているんですけれども、基本的には社会福祉施設等の入所者、医療機関の入院患者については、輸送に伴うリスクというものを考慮しまして避難先の受け入れ準備が整うまでー時的に避難するということで、屋内退避を続けることが有効な放射線防御措置であるというふうな明記をされてございます。

このため国のほうでは、原発が全面緊急事態となった場合に避難指示がされる 5キロ圏内の要支援者が避難できる施設を最優先に整備をしていくという方針をとってございまして、こちらのほうについては、平成24年度の補正予算を活用しまして、志賀原子力発電所から5キロ圏内の旧福浦小学校、それからここに書いてありますように総合武道館と特別養護老人ホームはまなす園、この3ヶ所を整備しまして、5キロ圏内の方については全て施設として確保できたという状況です。人数でいいますと、この中の要支援者、在宅、それから施設人所者270名に対して定員は320名ということですので、十分満たしているということになります。

今年度ですけれども、5キロから30キロメートル圏内の初期被曝医療機関4施設、それから住民自治体施設について6力所、計10力所を今整備中でございますけれども、こちらについては収容定員が約1,300名ということでございますので、 5キロから30キロ圏内の先ほどの要支援者は5キロを除きますと約1万2,000名ということでございますので、約1割程度整備をされたということになろうかと思 います。

今後の整備の考え方ですけれども、もう既に発表されております国の26年度補正予算にも施設整備予算が計上されると。まだ閣議決定までですけれども、今後そういう予算が確保されるということでございますけれども、原子力防災対策そのものについては、先ほども言いましたように国の原子力災害対策指針に基づきまして行うものです。したがいまして、国が前面に立って継続的に充実を図るとともに、今ほどの屋内退避施設を含みます必要な予算を確保していただきまして支援体制の整備を図ることが必要です。

私どもとしましては、原子力発電関係団体協議会というものもございますので、こちらのほうを通じまして引き続き国に強く要望していきたいと。ですから、いつまでというのはなかなか、国の予算の絡みがあるということになろうかと思います。

◎佐藤正幸委員5キロ圏内は完了したけれども30キロ圏内はまだ9割残っていると。いつまでに完了できるかわからない。そんなもとで、もし再稼働なんていう話に なると、これは大変なことになると私は思います。

今、指針のことがありましたけれども、私その指針も持ってきてちょっとお聞きしたいのは、この中に、今の前提は30キロ圏内。だけど、この指針見ると30キロ圏外のことも書いてあるんです。ＰＰＡという。専門家の指摘によると、福島原発の経験を考慮すれば、風向きによっては50キロ圏内まで到達することがある。放射能プルームというものが。そうすると安全な避難先を50キロ圏外に設定する必要があるという、こういう指摘もあります。そうしますと、30キロ圏外から50キロ圏外、ここの人たちも安全ではないと。それをもっと50キロ圏外へ避難 させるといった場合には、今30キロ圏外、50キロ、人口的にどれぐらいいるのか。そこに今、実際に避難先が指定されているとしたらどれぐらいあるのか。

私は、国待ちではなくて、50キロ圏外も含めての対応が県として今考えておくべき時期ではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◎棗左登志危機管理監　今ほど御指摘のありました件についてですけれども、確かに国の指針のほうでは放射性物質を含みます空気の一団、いわゆるプルームと言われるものなんですけれども、こちらが通過するときの被曝を避けるために防護措置を実施する区域、つまり今委員は50キロというふうにおっしゃられましたけれども、これについては具体的な範囲、それから必要とされる防護措置の実施の判断の考え方、こちらについて、今後、原子力規制委員会において国際的議論の経過を踏まえつつ検討する。そして指針に記載するというふうに記載されているところです。

このため規制委員会においては、昨年の10月から放射線に関する有識者と規制委員会の職員から成る検討チームにおいて検討に入ったということです。

県といたしましては、従来から原子力防災対策については、最新の国際的知見を盛り込み、専門的、科学的な事項に基づいて定めた国の対策指針に基づきまして県の地域防災計画を定め、その計画に基づき実施しているところでもございますので、したがいまして、新たなＰＰＡの関係につきましても、国の検討が始まったというところでございますので、少し国の検討状況を注視させていただいた 上で、国の指針に基づいて適切に対応していきたいというふうに考えているとこ ろです。

◎佐藤正幸委員実際に30キロ圏外の危険性も指針の中に書いてあるんですから、これは国待ちじゃなくて、県独自でやるべきだということを私は求めておきたいと思います。

じゃ時問の関係もあるでしょうから最後にしたいと思いますけれども。

私は、いよいよ志賀原発、もう廃炉しかないと思っているんですけれども、12 月26日に原子力規制委員会の専門家チームで評価会合、この志賀原発の問題であった、マスコミでもいろいろ報道されました。例えば、ここでも問題になったＳ－1と呼ばれるものが断層による変形か疑わしいというこういう声もありました。またＳ－2とかＳ一6についても活断層である可能性を否定できない。私、かなり手厳しい指摘が国の委員会のほうではなされたというふうに思っております。

私は、今、断層である可能性が高いとかそういう意見を覆して安全だという証拠を示すのは極めて困難だと。今、県として判断すべき時期に来ていると思うんですよね。そういう意味では、この12月26日の国の検討チームの議論の状況なんかもどんなふうに県としてはお考えになっているのか、最後にお聞きしておきたいと思います。

◎棗左登志危機管理監　志賀原子力発電所の敷地内破砕帯の話については、これまで規制委員会のほうにおいて有識者による現地調査、それから御指摘のありました昨年末まで4回、評価会合というものを行っているところです。咋年の12月26日に開催されました第4回の評価会合においては、北陸電力のほうから第2回と第3 回に評価会合において有識者のほうから出されました意見、こちらに基づく、その会合で取りまとめられました論点のー部について説明をして、それに対して今ほど御指摘がありました議論があったんですけれども、評価会合で石渡原子力規制委員会の委員さんは、最後のところで、今回、北電から説明が行われたことについては議論は深まったけれども、全ての項目についてまだ説明を受けていないと。次回の会合では、今回出た意見に対します回答と、あわせて残りの項目について北電のほうから説明を受けたいということで、継続審議になったわけです。

原子力規制庁においては、Ｓ－1，Ｓ－2，Ｓ－6に関します評価の取りまとめは次回以降の会合で行うとしておりまして、県といたしましては、その結果を注視していきたいというふうに考えているところです。

◎佐藤正幸委員　私は、かねてからこの委員会の場でも、北電だけ呼んで説明を聞くんじゃなくて、批判的な方々も呼んで聞くべきだというふうに求めてきました。それは今後どうなるかという問題もあるんですけれども、私ぜひこの特別委員会の場、次回設置されるかどうかということもあると思うんですけれども、北電以外の批判的な立場の方もここに呼んで説明も受けるべきだし、そして県の原子力安管協も規定に基づいて、そういう立場の人からも説明を受けるべきだということを求めて、質問を終わりたいと思います。

もし時間があればもうー回質問したいと思います。

一旦終わります。

◎米澤賢司委員長　ほかに。

佐藤委員、まだありますか。

◎佐藤正幸委員　いいですか。1点だけ、そうしたら。すみません。

最後の質問は、報告のあった防災対策の取り組み状況のところですね。災害に備えた地域防災力の向上ということで、自主防災組織の充実・強化。ここでもいろいろ議論あったように、防災士を今どんどん育成されてきて、これはこれで私非常に大事なことだと思うんです。防災士の方がもっと役割を発揮してもらう上で、例えば東京の国分寺市というところのことをお開きしたら、1970年代後半から今まで三十数年問にわたって市民向けの防災学習の場、市民の方がどんどん参加して防災まちづくり学校というのを、これは市の事業としてやっているということを聞きました。これにも倣って、県も応援して市や町が住民も参加して学習会を持って、自分たちの地域にはこんな危険がありうるということを実際体験もするし勉強する場。そこに防災士の方も参加をして、住民が主人公の防災まちづくりという、そんなために県としてイニシアチブを発揮すべきだと、こういうふうに思うんですけれども、そこはどうか。

これが最後になります。お聞きしたいと思います。

◎棗左登志危機管理監　御指摘のありました国分寺市の取り組みというのは、非常に昔からやっておりまして、今ほど御指摘のありました市民防災まちづくり学校という形で、住民の皆さんに参加をいただいて年間で11回の講座とか見学会を開催をして、住民の皆さんが震災あるいは火災への備えとか防災資機材の操作方法といった災害対策。それから地域の防災マップ、これは独自の視点で、自然災害のみならず自動車事故とかそういった視点も含めた防災マップの作成などの平時からの防災まちづくりについて学んでいらっしゃるということで、非常にいい取り組みでございまして、こちらのほうは内閣府のほうにおきまして、その取り組みがホームページでも紹介をされているところです。

私どもとしましても、大変いい取り紙みでございますので、私どもが主催しております市町の担当職員会議あるいは課長会議、こういった機会を利用しましてこんな取り組みを紹介していきたいというふうに思っております。

なお、先ほど報告いたしましたけれども、防災士の関係については、今年度から、その質の向上を図るという観点からスキルアップ研修を充実いたしまして、まさに今やっているところなんですけれども、こうした視点の防災マップづくりであるとか計画づくり。地区の防災計画を今年度からもうっくっていくという方 向になっておりますので、その辺のスキルを上げていくための研修もあわせて行わせていただいているところです。